

# 令和5年10月 校長会資料

1	授業及び家庭における ICT 機器の使用……………	1
2	令和5年度 児童生徒向けアンケートについて……………	4
3	教科用図書給与事務について……………	6
4	後期の不登校支援の充実に向けて……………	9
5	「いじめ防止強化月間」について……………	11
6	生徒会研修会について……………	12
7	弁護士・スクールロイヤーの活用について……………	14
8	教職員の交通事故防止について……………	15
9	教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について……………	17

鈴鹿市教育委員会

# 授業及び家庭における ICT 機器の使用

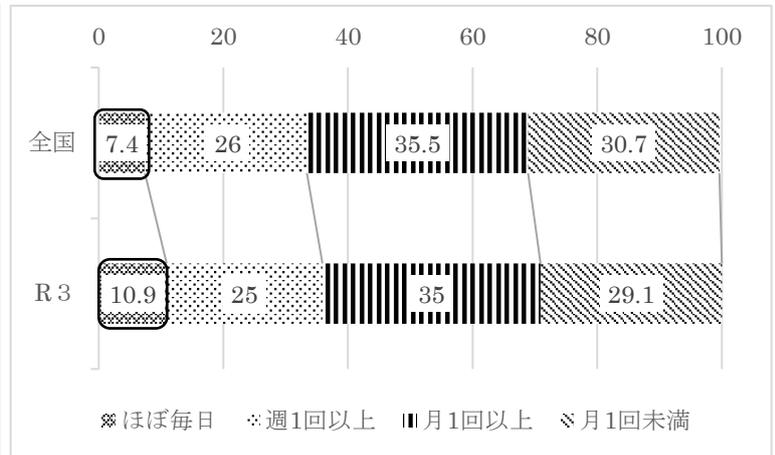
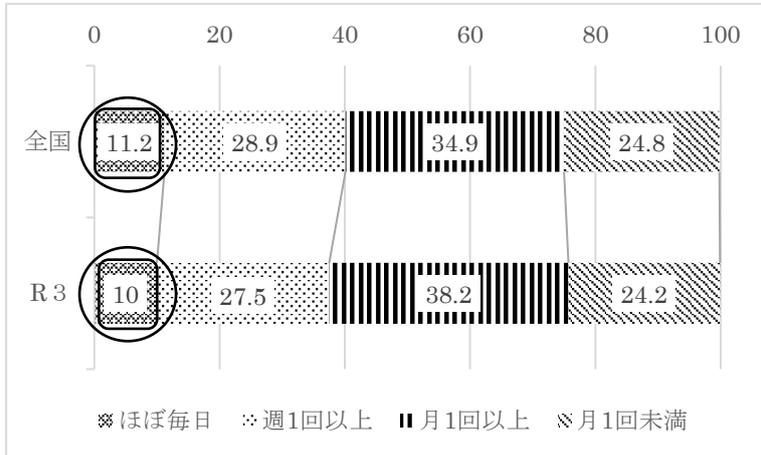
資料 1

① 5年生までに（1・2年生までに）受けた授業でPC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか【全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙】

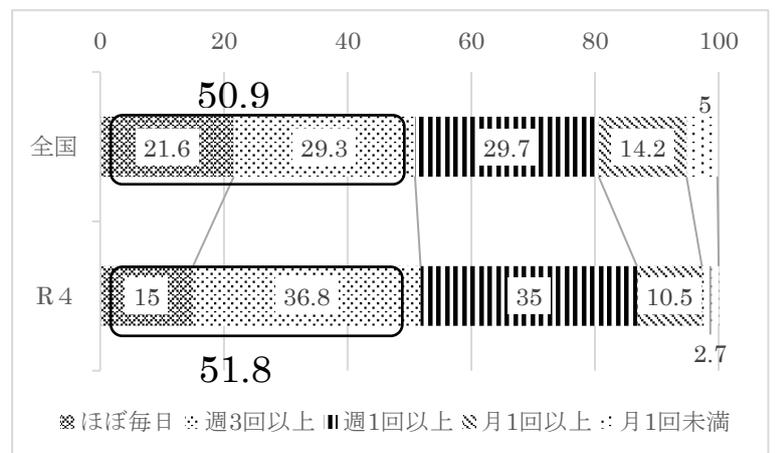
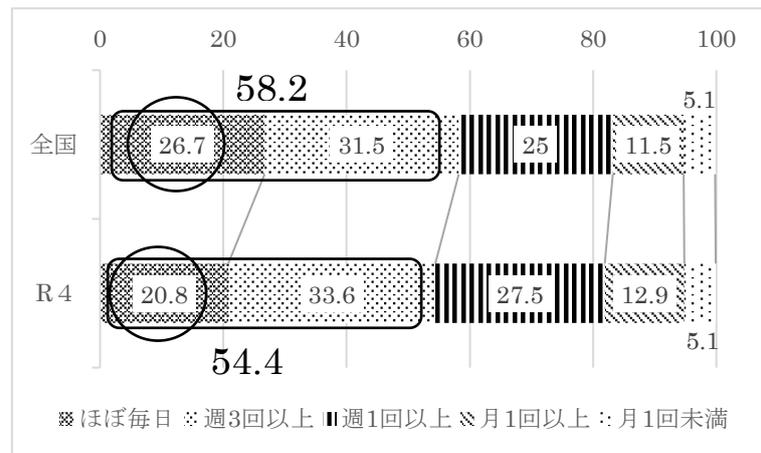
## <小学校>

## <中学校>

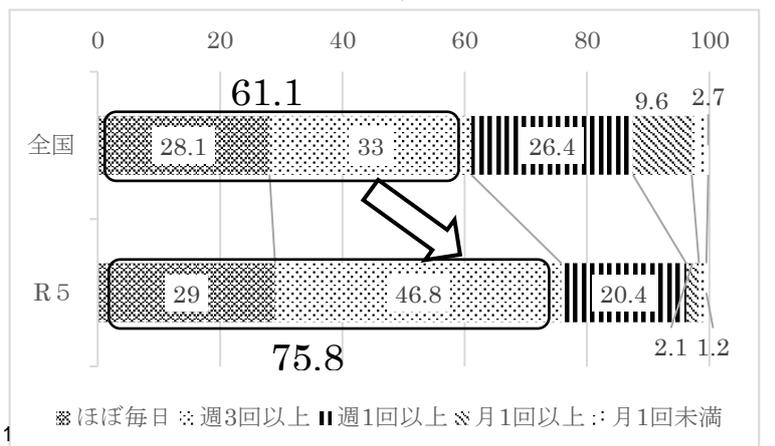
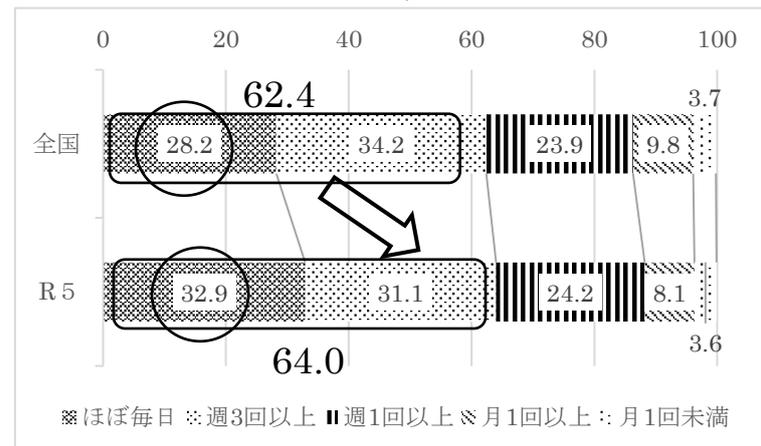
【R3】



【R4】



【R5】



# 授業及び家庭における ICT 機器の使用

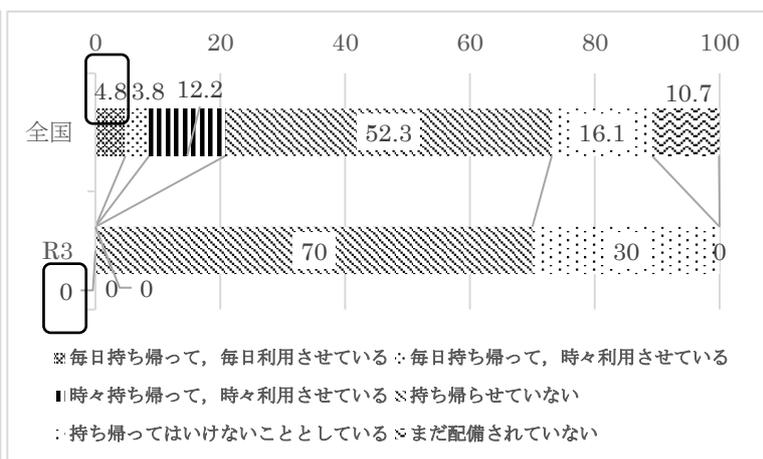
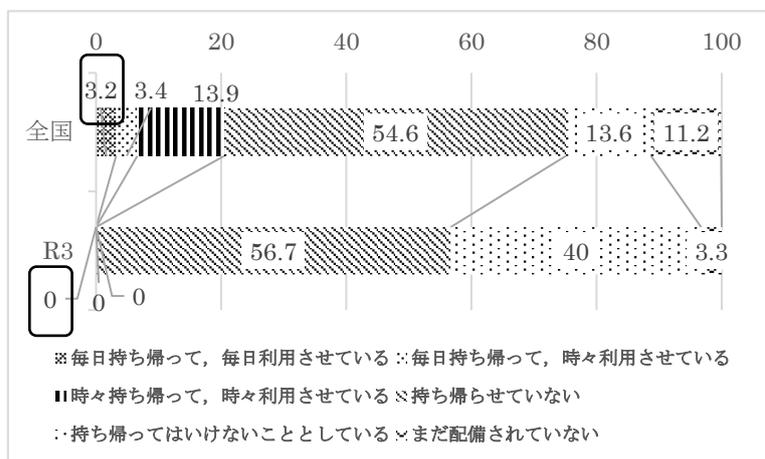
資料 2

② 児童生徒一人一人に配備された PC・タブレットなどの端末を、どの程度家庭で利用できるようにしていますか【全国学力・学習状況調査 学校質問紙】

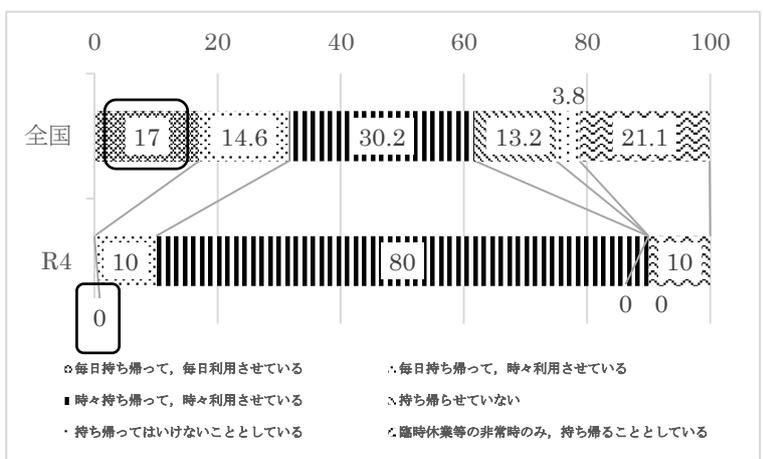
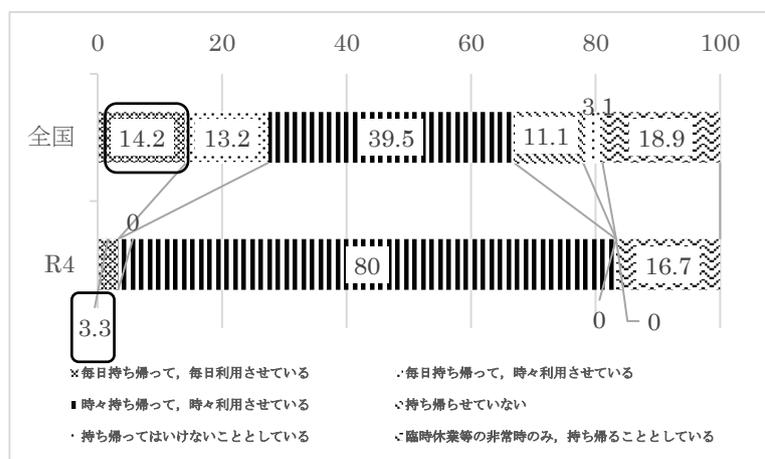
## <小学校>

## <中学校>

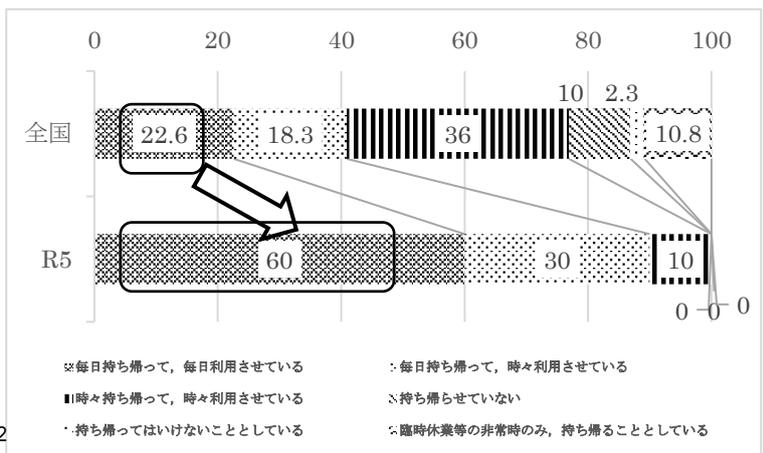
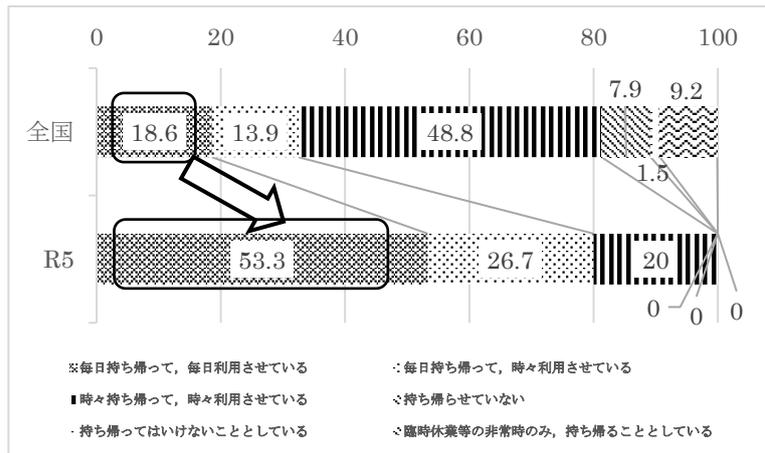
### 【R3】



### 【R4】



### 【R5】

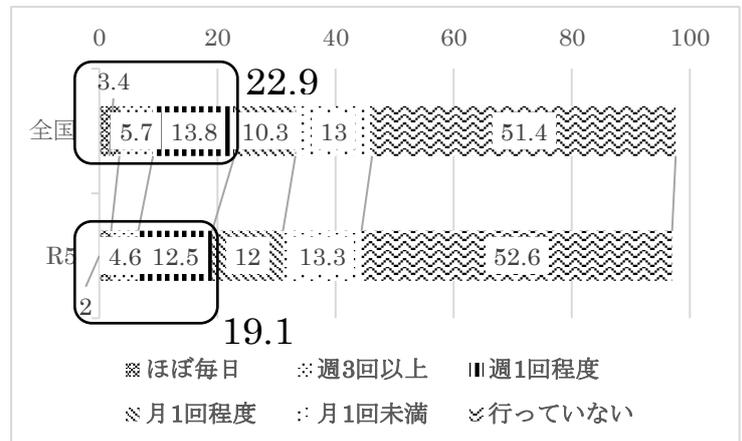
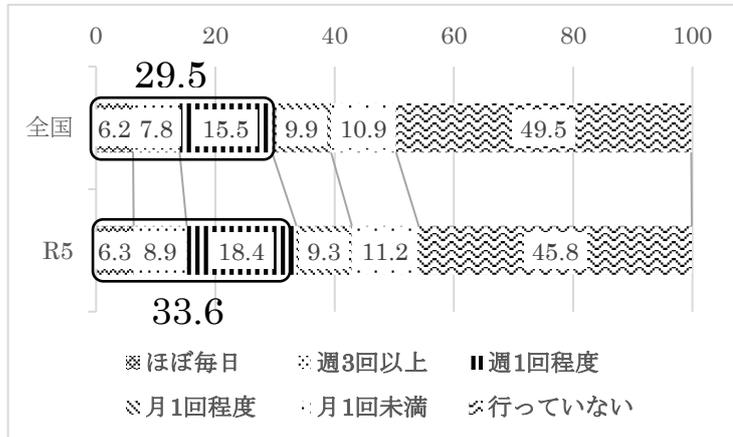


③ 家庭学習の課題（宿題）として、どの程度 PC・タブレットなどの ICT 機器を使用して、英語の音声の聞いたり英語を話す練習をしたりしていますか【児童生徒質問紙】

## <小学校>

## <中学校>

【R5】



## グラフから読み取れる傾向

### 【資料 1 について】

- ・授業における端末活用は、小中学校ともに年々上がってきている。
- ・本年度については、小中学校ともに「ほぼ毎日」＋「週3回以上」の割合が全国を上回った。

### 【資料 2 について】

- ・家庭における端末活用は、小中学校ともに年々上がってきている。
- ・本年度については、小中学校ともに「毎日持ち帰って、毎日利用させている」の割合が全国を大きく上回った。→端末を持ち帰るだけでなく、家庭での日常的な活用も広がってきた。
- 一方で、「授業と家庭学習をリンクさせた端末活用」は課題が残る。

### 【資料 3 について】

- ・家庭で端末を活用して週1回以上の英語学習をしている児童生徒の割合は、小学校3割程度、中学校2割程度にとどまっている。
- ・来年度、小中学校ともに、全国的に英語の学習者用デジタル教科書が本格導入されることを踏まえ、まずは英語の学習者用デジタル教科書の活用頻度を高めつつ、より効果的な活用を進めていく必要がある。

## ICT シェアサイト「働き方改革コーナー」新設

ICTシェアサイト

## 働き方改革

効率アップの事例紹介



端末を活用した働き方改革として次のことを紹介しています。

- ・デジタル採点
- ・特別教室などの利用予約
- ・遅刻・欠席・早退連絡フォーム
- ・デジタル健康観察 等

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

令和5年度 児童生徒向けアンケートについて (依頼)

このことについて、下記のとおり実施します。  
については、貴校教職員に周知いただきますとともに、回答への協力をよろしく  
お願いします。

## 記

### 1 目的

児童生徒の実態を把握し分析することにより、鈴鹿市の教育施策に活用  
していくため

### 2 回答期間

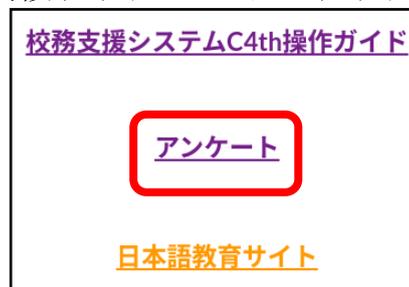
令和5年10月23日(月)～令和5年11月10日(金) 17時まで

### 3 回答方法

(1) 「鈴鹿市教育委員会事務局特設サイトのポータルサイト」をクリック



(2) 「アンケート」をクリック



(3) 「令和5年度 児童生徒向けアンケート」

※「小学校1～3年生」と「小学校4～6年生及び中学校」の2つのURL  
があります。アンケート対象となる児童生徒の学年に注意していただき、  
URLをコピーしクラスルームで児童生徒と共有するなどして活用してく  
ださい。

<参考>

「小学校1～3年生」

URL: <https://forms.gle/6RY6DYXNUzGZgG427>

「小学校4～6年生及び中学校」

URL: <https://forms.gle/WjAyCt8D2aCQGNmp7>

### 4 アンケート対象者

小学校1年生から中学校3年生の全児童生徒

裏面に続く

## 5 アンケート内容

小学1年生～小学3年生	小学4年生～中学3年生
メールアドレス(アカウント)	メールアドレス(アカウント)
学校名	学年
学年	クラス
クラス	出席番号
出席番号	学校
1.いじめをしないさせないよう、友だちとともに考え、行動している	1.わたしはがんばりやである
2.学校やクラスのルールやきまりを理解し、守ることができる	2.わたしは始めたことは途中で投げ出さず、最後までやりとげる
3.差別をなくすために何かできることをしたい	3.苦しいことや困ったことがあってもあきらめない
4.多くの国の人と友だちになったり、自分の国以外の国のことについてもっと知ったりしてみたいと思う	4.勉強や自分の役割は一生懸命する
5.危険なことから自分たちを守るため、安全な行動を取っている	5.誘惑に負けない
6.授業中、クロームブックを どれくらい使っていますか	6.先のことを考えて、計画的に行動する
7.授業中、調べ物をするときに、クロームブックを どれくらい使っていますか	7.自分にとってよいことは、がまんする
8.授業中、友だちと話し合いをするときに、クロームブックを どれくらい使っていますか	8.ほかにもどういう方法があるのか、考えて行動する
9.授業中、自分の考えをまとめ、発表するときに、クロームブックを どれくらい使っていますか	9.わたしは今の自分に満足している
10.クロームブックをどれくらい、家に持ち帰っていますか	10.わたしは自分という存在を大切に思える
	11.自分には良いところがある
	12.わたしは人と同じくらいの価値のある人間である
	13.友だちと互いに助け合いながら活動できる
	14.何が良くて、何が悪いのか判断することができる
	15.学校やクラスのルールやきまりを理解し守ることができる
	16.友だちが困っているとき、助けることができる
	17.いじめをしないさせないよう、友だちとともに考え、行動している
	18.学校やクラスのルールやきまりを理解し、守ることができる
	19.差別をなくすために何かできることをしたい
	20.多くの国の人と友だちになったり、自分の国以外の国のことについてもっと知ったりしてみたいと思う
	21.危険なことから自分たちを守るため、安全な行動を取っている
	22.授業中に、クロームブックをどれくらい使っていますか
	23.授業中に、自分で調べる場面で、クロームブックをどれくらい使っていますか
	24.授業中に、学級の友達と意見を交かする場面で、クロームブックをどれくらい使っていますか
	25.授業中に、自分の考えをまとめ、発表する場面で、クロームブックをどれくらい使っていますか
	26.クロームブックをどれくらい、家に持ち帰っていますか
	27.26番の質問で、持ち帰ったクロームブックをどれくらい家庭学習に使っていますか
	28.クロームブックを使った家庭学習は取り組みやすい
	29.クロームブックを使って家庭学習に取り組む時に、クラスメイトの考えを参考にしたり、共同で編集したりしている
	30.「自主的」に興味のあることを調べたり、苦手教科の学習をしたりするために、家庭等でクロームブックを使っている
	31.クロームブックを使って家庭学習で取り組んでいる内容を選んでください

### 【非認知能力関係】

小学4年生～中学3年生 1～16

### 【教育支援課関係】

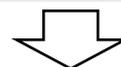
小学1年生～小学3年生 1～5

小学4年生～中学3年生 17～21

### 【ICT教育関係】

小学1年生～小学3年生 6～10

小学4年生～中学3年生 22～31



## 6 アンケート実施にあたってのお願い

※アンケート実施の際には、次の点を児童生徒に必ずお伝えください。

- ・このアンケートは、成績には全く関係しません。
- ・答えに正解や不正解があるわけではありません。
- ・答えたことを先生や友達が見ることもありません。誰が答えたかわからないようになっています。
- ・ふだんの自分の行動や生活をよくふりかえって正直に答えてください。質問された内容にあてはまるようなことがあれば、その時の行動を思い出しながら答えましょう。

※次の学校(学年)の小学4年生～中学3年生は、事前に質問1～16に回答済のため質問17からになります。学校を選択すると、問題がスキップされます。

加佐登小学校 鈴西小学校 庄内小学校  
旭が丘小学校 深伊沢小学校 椿小学校  
天栄中学校 鈴峰中学校  
大木中学校 1年生のみ

※大木中学校2,3年生は、質問1からとなります。

### 【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局

- ・アンケートシステム全般に関すること
- ・非認知能力に関すること
- ・教育支援課に関すること
- ・ICT教育に関すること

教育指導課研究グループ

教育指導課研究グループ

教育支援課学校支援グループ

教育指導課研究グループ

鈴木 貴詞

村林 由香里

田中 保子

谷口 哲也

教育指導課

TEL 059-382-9056 FAX 059-383-7878 E-mail kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

教育支援課

TEL 059-382-9055 FAX 059-382-9053 E-mail kyoikushien@city.suzuka.lg.jp

# 教科用図書給与事務について

## 1 本市の近況

平素は、児童生徒の教科用図書の無償給与事務業務を適切に遂行していただいているところですが、今般、転入生等に対する未給与事案が頻発しています。

教科用図書は、児童生徒にとっては必要不可欠であり、故意又は過失によっても、未給与事案はあってはならないことです。

こうした事案を発生させないためにも、実際に生じた事例を全教職員に周知するとともに、その対応策について検討していくことが求められます。

なお、未給与事案は、担任教員や事務職員等の担当者だけの問題として捉えるのではなく、学校全体の問題として捉えられるよう、全教職員への注意喚起をお願いします。

## 2 令和5年度 前期転学における市内の未給与事例

### ・事例1

県外から転入してきた児童に対し、本市で使用する「道徳」の教科書の発行者は「光村」であるが、転学児童教科用図書給与証明書に記載があった「光文」を見間違い、給与すべきであった「光村」の教科書が未給与だった。

転学児童教科用図書給与証明書を基に、児童生徒が転学前に給与された教科書の現物を確認し、担任等も給与すべき教科書について確実に把握して、適切な給与が行われるように留意する。

(例)

[ 令和 5 年度用 ]

(小)

令和5年度 教科書給与一覧【小学校】

転学児童教科用図書給与証明書

鈴鹿市立 [ ] 学校長殿 2023年8月27日

(所在地) [ ]

[TEL. [ ]]

校長名 [ ]

貴校に転学する下記児童について、本校における教科用図書の給与の状況は、下記のとおりであることを証明します。

児童氏名 [ ]

学年 第 2 学年

種目	発行者の略称	教科用図書の記号・番号
国語	光村	国語 207 ✓
書写	光村	書写 204 ✓
算数	東書	算数 201 ✓
音楽	教芸	音楽 202 ✓
道徳	光文	道徳 208

給与済 OK

鈴鹿市で使用する教科書ではない。

給与すべき教科書

本事例における見間違い箇所

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
国語 光村 038	上 107 下 108	上 207 下 208	上 307 下 308	上 407 下 408
書写 東書 002	101	201	301	401
社会 日文 116			304	404
地図 帝国 046			3・4・5・6年 302	
算数 東書 002	1101 2102	上 201 下 202	上 301 下 302	上 401 下 402
理科 啓林館 061			306	406
生活 啓林館 061	1・2年 上 113 下 114			
音楽 教芸 027	102	202	302	402
図工 文 116	1・2年 上 103 下 104		3・4年 上 303 下 304	
家庭 室 009				
保健 室 001				
国語 光村 038				
道徳 光村 038	105	205	305	405
転学処理の 最大給与数	前期 9月 11日 8 11 10	前期 9月 11日 7 9 7	前期 9月 11日 10 13 11	前期 9月 11日 10 12 10

・事例2

海外から編入してきた小学校2年生の児童に対し、2年次に給与すべき国語や算数等の教科書は給与したものの、1年次に給与され2年次も継続使用する「生活 下」「図工 下」の教科書を失念しており未給与だった。

外国人児童生徒に対する教科書の未給与事例は過去にもあったため、特に学年をまたいで継続使用する教科書に注意する必要がある。  
(地図、保健・保健体育 など)

	第1学年	第2学年
生活 啓林館 061	1・2年 上 113 1・2年 下 114	
音楽 教芸 027	102	202
図工 日文 116	1・2年 上 103 1・2年 下 104	

3 令和5年度に給与する教科書の留意点 (4月 校園長会資料より抜粋)

(1) 小学校

ア 算数科

- ・ 1年生の算数の①②巻は同時に給与する。
- ・ 1年生の後期(9/1以降)の転入であっても、①②ともに給与する。

算数 東書 002	①101 ②102
--------------	--------------

イ 生活科

- ・ 生活の上巻は、1年生後期の転入であっても給与する。

生活 啓林館 061	1・2年 上 113 1・2年 下 114	
---------------	--------------------------------	--

ウ 図画工作科

- ・ 図工の上巻は、1, 3, 5年後期の転入であっても給与する。

図工 日文 116	1・2年 上 103 1・2年 下 104		3・4年 上 303 3・4年 下 304		5・6年 上 503 5・6年 下 504	
--------------	--------------------------------	--	--------------------------------	--	--------------------------------	--

(2) 中学校

ア 音楽科

- ・ 音楽(一般)の上巻は、転入であっても3年生に給与しない。

イ 技術・家庭科(技術)【1年】・道徳は、各学年用に併せて別冊を給与する。

技術・家庭(技術) 教図 006	702・703※ ※702の巻末に 別冊が入っている
---------------------	----------------------------------

道徳 日文 116	704・705※ ※704の巻末に別冊で 入っている	804・805※ ※804の巻末に別冊で 入っている	904・905※ ※904の巻末に別冊で 入っている
--------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

## 鈴鹿市議会議員配付案内について

鈴鹿市議会議員に対して、以下の行事等の案内を行いますので、お知りおきいただくとともに、個別に議員から学校に問合せがあった際は、会場及び日時等についてお伝えいただきますよう、お願いします。

### 1 学校主催行事

	開催時期	配付時期	行事
①	4月上旬	3月上旬	【小中学校】入学式
	4月上中旬	3月上旬	【幼稚園】入園式
②	3月上旬	1月下旬	【中学校】卒業式
	3月中旬	1月下旬	【小学校】卒業式
	3月下旬	1月下旬	【幼稚園】卒園式

### 2 鈴鹿市主催行事

	開催時期	配付時期	行事
①	7月上旬	6月上旬	【中学校】中体連総合体育大会
②	10月中旬	9月上旬	【中学校】中体連総合新人大会

### 3 鈴教研委託校発表校

	開催時期	配付時期	行事
①	10月上旬	9月上旬	若松小学校
②	10月下旬	9月上旬	一ノ宮小学校
③	11月中旬	10月上旬	白鳥中学校

## 後期の不登校支援の充実に向けて

～支援が必要な児童生徒を支援できる学校づくり～

### 1. 「学校に行きたい。勉強したい。」を保障する学校づくりをめざす！

- 不登校支援は、「学校に行きたい。勉強したい」を保障していくことで長期欠席にならないような学校づくりを実現していくことを原則とする取組である。
- 「(クラスがうるさいから、勉強が分からないから、いじめがあるから)学校に行きたくない」といった状況を生み出さないために心身共に安全で安心できる学校づくり、魅力ある学校づくりを目指す取組である。

### 2. “軸となる考え方・取組”を共有した学校づくりをめざす！

- 学校生活の中で苦戦を強いられがちな児童生徒を見逃さない取組が必要。
  - ・虐待等、小児期逆境体験の中で心にダメージを抱えている児童生徒
  - ・発達特性等の課題により困り感や生きづらさを抱えている児童生徒
  - ・保護者も心身の不調を抱え、SOSが出されていない児童生徒
- 「二次的な問題」を引き起こさないよう、特別支援教育の視点を重視した(ミニ)研修会を継続的に実施し、人材育成を図ることが喫緊の課題。

### 3. 新たな不登校を生まない学校づくりをめざす！

- (1)不登校は、心理面で不安感を抱え、学校・学級に居場所をなくしている状態。
  - ➡ 安心できる学級づくり・居場所づくりの充実が必須。
  - ➡ SOSをキャッチする受診力と相談力が大切。
- (2)不登校の状態は、ある日突然やってくるものではない。
  - ➡ その子が抱えている悩み、つらさ等を早い段階でキャッチすることが必須。
  - ➡ その時間に、居るべき場所に居ること・観察すること・関わる大切！
- (3)不登校を減らすためには、「学校に行きたい！」を引き出す取組が必須！
  - ➡ 子どもの笑顔や意欲を引き出す声かけ、関係づくりが必須。
  - ➡ 子どもが夢中になる授業や学習活動が必須。
- (4)不登校を減らすためには、先生たちの生きがい・喜びをすることが大切！
  - ➡ 先生の子どもの笑顔や意欲を引き出す声かけ、関係づくりが必須。
  - ➡ 先生を本気にさせ、具体的に役立つ研修会や会議があるかどうか。

## 令和5年度 中学校区人権教育研究推進(研究発表)について

研究発表校	研究主題	日時	場所
【大木中学校区】 長太小学校	みんなで授業をつくる～自分の考えをもち、自分のことばで伝え合い、ともに学び続ける子～	令和5年10月25日(水) 13:15～ 受付 13:35～14:20 公開授業 <各教室> 14:35～15:30 分科会 <公開授業教室>	2年1組教室 3年2組教室 5年2組教室
【天栄中学校区】 栄小学校 (令和5年度北勢地区人権・同和教育研究協議会委託)	自他を認め合い、互いの思いや願いを大切にできる子に～人権教育カリキュラムづくりを通して～	令和5年11月22日(水) 13:10～ 受付 13:30～14:15 公開授業 <各教室> 14:25～14:50 全体会 <体育館> 15:00～16:30 学年別分科会 <各分科会会場>	2年1組教室 4年1組教室 6年1組教室

## 1. 目的

中学校区の人権教育カリキュラムに基づく実践研究の一環として、人権教育の研究発表並びに授業公開を鈴鹿市全体におこない、全市的な人権教育の向上を図る。

## 2. 内容

- 単年度に2中学校区から各1校、研究発表並びに授業公開を行う。
- 原則として研修を重視し、全体会でのあいさつ等は行わない。
- 研究授業は5限目に行い、その後事後検討会をもつ。
- 研究内容の説明のための資料並びに指導案は必要最小限の量とする。(A4用紙10枚以内を原則)

## 3. 輪番表

	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
大木中校区			大木中					長太小			
天栄中校区			天名小					栄小			
創徳中校区				飯野小					飯野小		
千代崎中校区				千代崎中					玉垣小		
白鳥中校区					石薬師小					○	
白子中校区					白子中 中学校区					○	
鼓ヶ浦中校区	鼓ヶ浦中					鼓ヶ浦小					○
鈴峰中校区	鈴西小					深伊沢小					○
平田野中校区		平田野中					平田野中				
神戸中校区		河曲小					神戸小				

## 「いじめ防止強化月間」について

「三重県いじめ防止条例」

### いじめ防止強化月間（4月，11月）

社会総がかりで、いじめ問題を克服するために、啓発活動に取り組む期間

☆SNS やオンラインゲームを介して、児童生徒間でのインターネット上のトラブルが発生した。

☆些細な人間関係のトラブルがもとで、いじめ被害者が学校を欠席し、重大事態へと発展した。

#### 【児童生徒が主体となって取り組んだいじめ防止実践例】

- ・給食中の放送で、いじめ防止の呼びかけ。
- ・いじめを防止するポスター、のぼり旗を作成・掲示。
- ・いじめ防止のピンクのぼり旗を活用して、校門、玄関であいさつ運動を実施。
- ・毎月第三週にスペシャルピンク運動（ピンクの物を身に着ける）を行い、いじめ反対の意識を全校で共有。
- ・全校生徒で、名札に「いじめは許さない」という意味を込めたピンクシール運動を実施。

#### ○いじめ事案認知時の対応について

（「いじめ防止対策推進法に基づくいじめに関する対応について」）

いじめ事案を認知

（「いじめ」とはいえないが、いじめに発展すると予測される事案についても同様）

速やかに管理職に報告するとともに、教育支援課に一報を入れる

各校のいじめ防止基本方針に則り、委員会を開催し組織的な対応を行う

聞き取った内容、対応、保護者の意見等を時系列で記録に残す  
（重大事態に発展した場合にも対応ができるように日ごろから心がける）

## 生徒会研修会について

### 1 テーマ 「生徒会の役割といじめ防止への取組」

～生徒の主体的な取組を通して

みんなが安心して生活できる学校づくりを考える～

### 2 目的

鈴鹿市・亀山市の各中学校生徒会役員等が一堂に会した研修会を開催し、生徒相互の交流を深めながら、より広い視野で物事を見る力を養い、生徒自身が主体となった生徒会の取組やいじめ防止活動の充実・発展を図る。

また、各中学校の生徒会が推進する「いじめのない学校づくり」について、他校の取組の成果や課題及び解決策等の意見交換をとおして、各中学校におけるいじめ防止活動につながるヒントや情報を共有し、取組の一層の活性化を図る。

### 3 日時・内容

令和5年12月25日（月） 9時00分開始，11時45分終了予定

第1部「生徒が主体となって行う生徒会活動について

～校則の見直しに関する取組～

第2部「いじめ防止の取組について」

### 4 場所

鈴鹿市役所 12階 全体会 1203大会議室

(分散会 1201/1202/1203/1204/1205)

### 5 各校参加生徒

**生徒会役員 6～7人×13校=80名程度**

**人権ネットワーク参加者**

### 6 その他

- ・生徒会担当者は分散会での生徒の話し合いがスムーズに進むようコーディネートする。
- ・各校は、事前に取り組報告（A4・2ページ）を作成する。冊子としてまとめ配付するので、研修会までに熟読し自分の意見をまとめておく。

#### 連絡先

鈴鹿市の学校：鈴鹿市教育委員会事務局教育支援課 059-382-9055

亀山市の学校：亀山市教育委員会事務局学校教育課教育研究グループ

0595-84-5077

## 7 日 程 (予定)

時 間	内 容		担当校	形式
8:40~9:00	受付 (12階)		鈴鹿市教委	
9:00~9:10	開会行事 (代表校長挨拶, 連絡)		創徳中	全体会
9:10~9:28	第1部 「生徒が主体となって行う生徒会活動について」 ～校則の見直しに関する取組～ →3校 (大木中・関中・平田野中) の基調提案 (各校6分)			
9:35~10:05 (アイスブレイク 含む)	分 散 会	A 生徒会会長 現状と課題 及び 意見交流	司 会 ・ 記 録	大木中 A-1 1203
		B 生徒会副会長 現状と課題 及び 意見交流		亀山中 A-2 1203
		C 生徒会役員 現状と課題 及び 意見交流		天栄中 B-1 1201 白子中 B-2 1201
		D 生徒会役員 現状と課題 及び 意見交流		平田野中 C-1 1202 鼓ヶ浦中 C-2 1202
		E 生徒会役員 現状と課題 及び 意見交流		千代崎中 D-1 1204 白鳥中 D-2 1204 中部中 E-1 1205 関中 E-2 1205
10:05~10:20	休憩			
第2部 「いじめ防止の取組について」				
10:20~10:35	中学生人権ネットワークの劇 およびメッセージ 視聴		創徳中	全体会 1203
10:40~11:05	分 散 会	グループ別討議 第1部と同じ	第1部と同じ	A-1 ~ E-2
11:10~11:35	感想交流 ◎「これから生徒会執行部が できること」		創徳中	全体会 1203
11:35~11:45	閉会行事 (挨拶, 連絡)		創徳中	全体会 1203

## 弁護士・スクールロイヤーの活用について

複雑化、多様化するいじめの問題や生徒指導上の諸課題に適切に対応していくためには…

**法的根拠** をもとに対応にあたることが重要です。

対応が複雑化する可能性のある事案に対し、法や法の精神に基づいて助言等を受けられます。

(1) 鈴鹿市法律顧問相談

※ (1)(2)は

教育支援課を通じて予約できます。

相談日は不定期ですので、  
早めの依頼をお願いします。

(2) 子ども家庭支援課弁護士相談

(3) スクールロイヤー（県教委「専門家との連携によるいじめ防止支援事業」）

5月8日付 鈴教支 258号

学校からの派遣要請を三重県教委に送付し、三重弁護士会から弁護士が派遣される。

- ① いじめの未然防止・早期対応の研修等に取り組む学校への支援
- ② 学校における生徒指導上の諸課題（いじめをはじめとした諸課題全般）に対する支援

学校で発生したいじめ事案、生活事故、  
及び保護者等からの過剰な要求等において、  
学校での対応に苦慮している場合、  
法律の専門家である弁護士からアドバイスいただくことで、  
自信をもって対応することができます。

### 参照

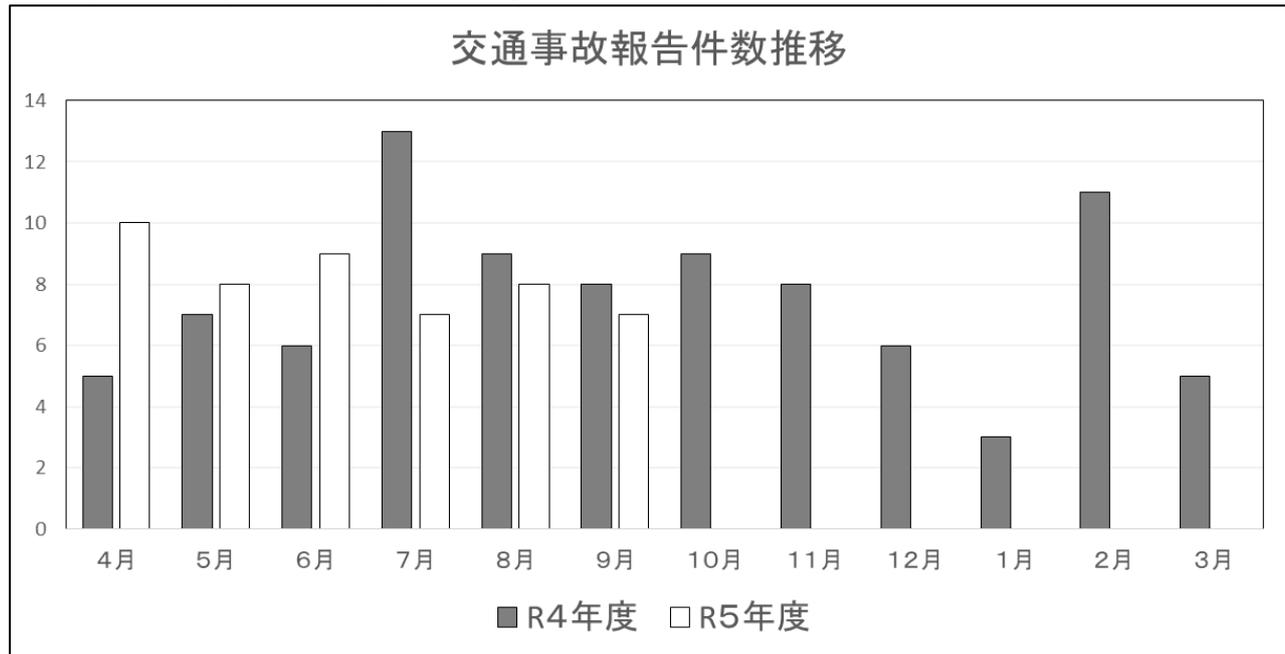
文部科学省「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」（第2版）

[https://www.mext.go.jp/content/20220301-mxt\\_syoto01-000011909\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220301-mxt_syoto01-000011909_1.pdf)



## 教職員の交通事故・違反防止について

◆ 令和5年4月1日～令和5年9月30日の状況



**49件(前年度比 +1件)**

9月30日現在

\*事故処理中の事案を含んでいます。

**加害29件(双方含む)**

**人身 1件**

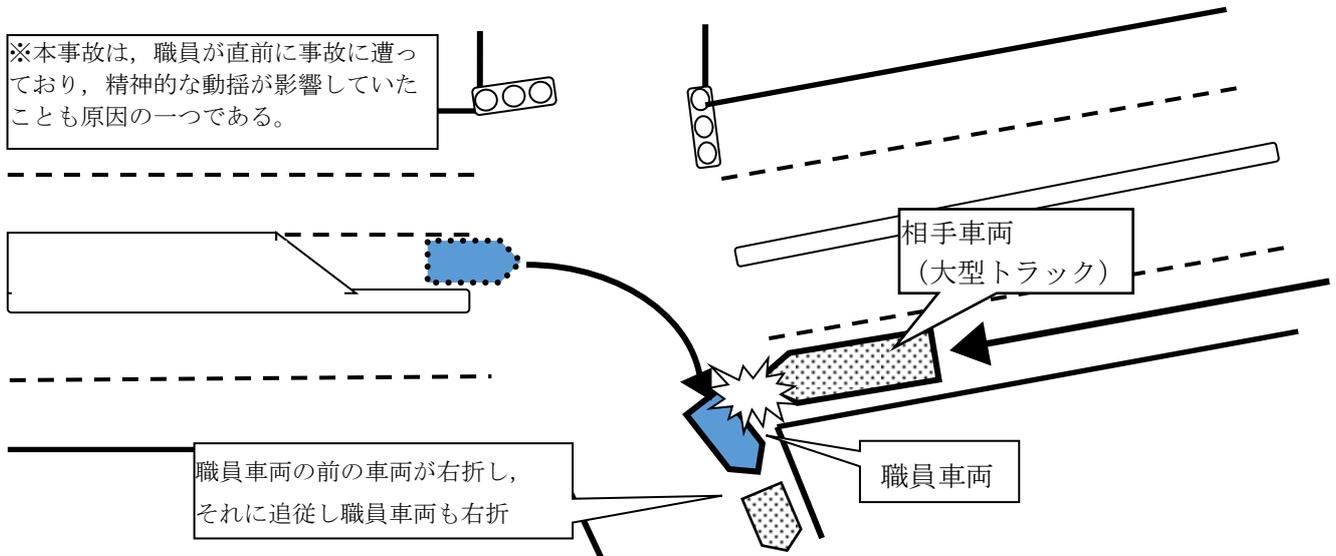
**出退勤途上 13件 交差点 19件 駐車場 14件**

### ◆ 状況・傾向

令和5年9月30日現在の交通事故発生件数は49件で、内29件が加害事故となっております。全体の発生件数は昨年度と同じですが、加害事故は1件増加しております。事故状況の特徴としては、駐車場内での接触事故、交差点で安全確認が不十分なまま交差点に進入した際の追突・接触事故が多くなっています。駐車場では、前向き駐車している車両の後進時での事故が起きています。交差点での事故の中には、少しでもタイミングが違えば、命に関わる事故になっていたものもあります。さらに、事故後に警察への連絡、管理職への報告、教職員Gへの報告書の提出が遅くなっているケースが見られます。事故後は、精神的に動揺し、冷静さを欠いてしまうことがあります。事故後の迅速かつ丁寧な対応が、二次的な被害等のリスクを軽減させることができます。安全運転に加え、今一度事故後の対応についても、全職員（非常勤講師や介助員等、全ての職種）へご指導よろしく申し上げます。

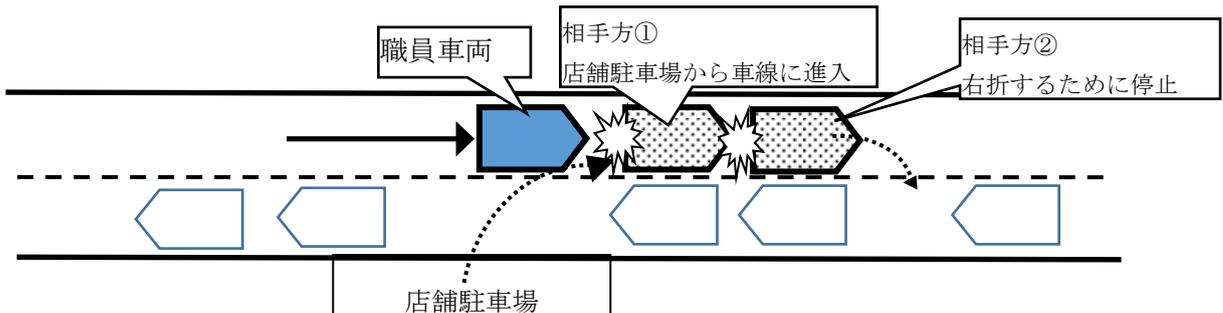
(事例1) 信号がある交差点で、職員の前の車両が右折したのに続いて職員も右折したが、右折が完了する前に、大型トラックと衝突した。

→ 前の車両の右折に追従せず、右折を開始しても安全かどうか、対向車線に注意を払えば防ぐことができたと考えられる。



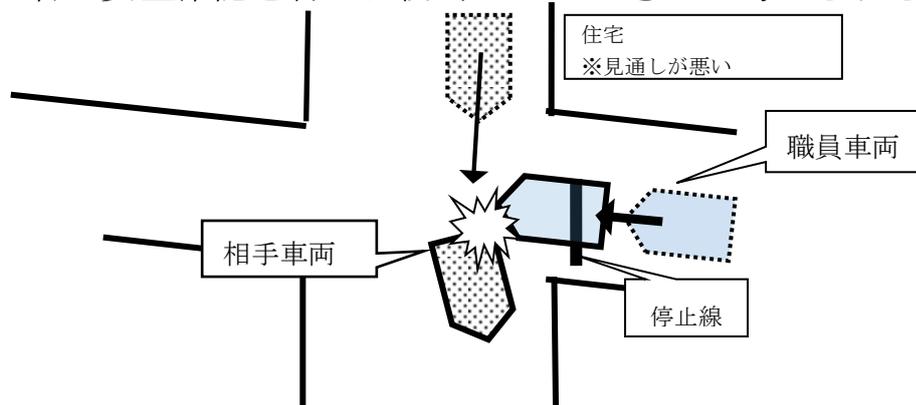
(事例2) 対向する車線が渋滞している状況で、渋滞の間から進入する車両がないか右方向に気をとられ、停止している前方車両に追突した。

→ 渋滞の間から出てくる車両に気を配りながらも、前方を常に意識していれば防ぐことができたと考えられる。



(事例3) 見通しの悪い信号のない交差点にさしかかった際に、右方向から進行する車両と接触した。

→ 交差点手前での安全確認に加え、交差点内に入るときに、再度左右の安全確認を行えば防ぐことができたと考えられる。



各市町等教育委員会教育長  
各 県 立 学 校 長 様

三重県教育委員会教育長

## 教職員の綱紀肅正及び服務規律の確保について（通知）

県教育委員会は、令和3年3月11日に、「不祥事根絶に向けた対応策について」を發出し、学校とともに不祥事の根絶と信頼回復に全力で取り組んできました。

しかしながら、令和4年度は、盗撮（学校施設への盗撮機器の設置を含む）、酒気帯び運転、窃盗、体罰、交通事故により懲戒処分とした事案があわせて9件発生しました。令和5年度もすでに、生徒に対して身体への接触及び性的な内容を含む発言を行った事案、一般女性に対して性的な内容を含む発言を行った事案により懲戒処分とした事案が発生し、学校教育に対する県民の信頼を大きく損なう状況にあります。

県教育委員会は、こうした事案を厳粛に受け止め、盗撮行為を含めたわいせつ行為・交通事故未然防止のために、ミーティング形式の校内研修を行うなど、改めて不祥事の根絶に向けて取り組んでいるところです。

日ごろから、教職員が労を惜しまず児童生徒のために職責を遂行していたとしても、一件の不祥事により、これまで積み重ねてきた学校教育への信頼は大きく損なわれてしまいます。教職員一人ひとは、不祥事を自分事として捉え、自己の使命と職責の重大さを認識し、自らを厳しく律するとともに、自分の周囲から不祥事を出さないという強い決意の下、主体的に取り組むことが大切です。

夏季休業期間を迎えるにあたり、教職員の綱紀肅正及び服務規律の確保について、一層の注意を払われるよう通知します。県立学校においては、下記事項を教職員一人ひとりが十分認識したうえで、コンプライアンスの推進と不祥事の根絶につなげてください。

市町等教育委員会にあっては、これらのことを所管の校長に周知し、その趣旨の徹底と適切な指導を図られるようお願いいたします。

## 記

## 1 わいせつ行為等の根絶について

児童生徒の成長に直接関わる教職員による盗撮等を含むわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント等は、あってはならないことである。児童生徒に対しては、子どもたちの心に傷をつけ自尊心を損なうものであり、程度にかかわらず断じて許されないことを教職員一人ひとりが再認識するようにし、わいせつ行為等の根絶に万全を期すこと。

教職員の意図にかかわらず、生徒が性的に不快感や嫌悪感を抱く教職員の言動は、セクシュアル・ハラスメントに該当することを改めて認識し、わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めること。

児童生徒との職務に関係のない私的なSNS等によるやりとりが、わいせつ事案の発端となる場合があることから、改めて各学校において適切な取扱いを徹底すること。他の教職員の目が行き届きにくい空間で児童生徒と1対1で対応している状況も、わいせつ事案やセクシュアル・ハラスメント事案のきっかけとなる場合があることから、密室状態を回避するように努めるとともに、個別での対応を避け、児童生徒の輸送のために自家用車等を使用する場合には、事前に校長の承認を得るなど、不祥事の発生につながらないよう防止策を講ずること。

なお、県教育委員会においては、「懲戒処分の指針」に則り、わいせつ事案には、厳格な処分を講じていくこととする。

- ・ 令和元年7月11日付け  
「教職員と生徒・保護者とのSNS等の使用に係る適切な取扱いについて」<教職員課>
- ・ 令和2年9月15日付け「懲戒処分の指針」の一部改正について<教職員課>

## 2 体罰等の禁止について

体罰は、学校教育法において禁止される違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決への志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されないものである。

教職員の不適切な発言により児童生徒の心情を著しく傷つける事案が依然として発生している。こうした児童生徒の人権を侵害する発言は断じて許されないものであることから、児童生徒の指導に当たっては、児童生徒の特性、置かれた状況、背景に配慮すること。

各学校においては、担当課からの資料等を活用して、教職員の指導に対して児童生徒が素直に耳を傾けるような関係づくりに努めるとともに、指導が難しい状況にあっても、毅然とした粘り強い指導を進めていけるような生徒指導体制を構築すること。

また、これまで厳しい指導の名の下で、或いは保護者や児童生徒の理解を理由として、体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を看過してこなかったかを検証し、体罰等を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰が起きた場合の早期対応及び再発防止策など、体罰や不適切な発言の防止に関する取組の強化を図ること。

- ・ 令和5年4月24日付け「体罰の根絶に向けた取組の徹底について」  
<子ども安全対策監、教職員課、生徒指導課、保健体育課>

## 3 飲酒運転の根絶と交通事故の防止について

交通事故の防止については、県全体で取り組んでいるところであり、7月11日から7月20日までは夏の交通安全県民運動期間とし、飲酒運転の根絶、横断歩道における歩行者優先の徹底等を運動の重点として、交通事故防止の徹底を図っていくこととしている。飲酒運転は犯罪であり、一人ひとりが飲酒運転0（ゼロ）をめざす決意を新たに、飲酒運転の根絶を図ること。横断歩道での歩行者優先は「マナー」ではなく、法律で定められた「ルール」であり、横断歩道手前の減速・停止を徹底したうえで、慣れに頼った運転や思い込みによる運転をしていないかなど、自分の運転一つひとつを見直し、安全運転に努めること。

県教育委員会においては、交通事故の防止を一層徹底するとともに、重大な交通法令違反者には、厳正に対処していくこととする。

また、児童生徒に対して範を示すべき立場にある教職員として、交通安全に関する意識を高め、交通法令を遵守することはもちろんであるが、万一交通事故を起こした場合には、適切な事後処置を講ずること。

## 4 部活動等の指導における安全確保について

これからの時期は、部活動等の活動が活発に行われる時期でもあり、部活動における安全確保と事故防止に十分注意を払うこと。

また、児童生徒の健康・安全管理に十分留意し、児童生徒の心身の状況に即した指導を計画的に実施するとともに、校外で活動する際は、交通事故防止も含め、安全確保に十分注意すること。さらに、運動場・体育館等が安全に配慮して使用されているか、施

設・設備、用具・器具が整備されているか留意すること。なお、部活動の実施に当たっては、担当課からの通知の内容に留意すること。

#### 5 公金等の適切な管理について

学校徴収金や各種委託金をはじめ、教職員が様々な場面で現金を扱う場合があるが、各学校においては、できる限り現金を直接扱わない方策を講ずること。また、現金を直接扱わざるを得ない場合にあつては、遅滞なく金融機関に入金する等、手元での保管期間を極力短くすること。また、各所属において改めて通帳・印鑑の管理、出入金手続き、収支に係る点検体制を確認し、一層の厳正な管理に努めること。

#### 6 個人情報及び公文書等の管理の徹底について

各学校において、児童生徒に関する個人情報を含む文書類や電子データ等の管理に関するルールを定めることとしているが、教職員一人ひとりがルールを把握し、適切な管理を徹底すること。特に、やむを得ず校舎外に持ち出す必要がある場合には、所属長の許可を得るよう義務づけるとともに、これらの書類については、自動車内等、盗難の恐れのある場所や他人の目に触れる場所には絶対に放置しないよう取扱いには細心の注意を払うこと。また、不要になった個人情報についても取扱い方法を定め、それに基づき不要になった個人情報は速やかに返却または廃棄すること。

個人情報を送付する場合は、宛名と封筒の中身に誤りがないかを、メール送信時には、添付文書等に個人情報が含まれていないかなどを、複数の者で確認する等、誤送付を防ぐための点検体制を構築すること。

- ・ 令和5年6月14日付け「個人情報等の適正管理の徹底及び理科実験における安全管理の徹底について」<小中学校教育課、学校防災推進監>
- ・ 令和4年4月19日 令和4年度県立学校長・事務長会議配布資料  
「教務手帳等の個人情報記載文書の適正管理について」

#### 7 時間外在校等時間の上限の遵守と勤務時間の適正管理について

教職員の業務負担軽減を図り、より効果的な教育を持続的に行うため、学校における働き方改革を一層推進する必要がある。管理職は、引き続き「定時退校日の設定」、「部活動休業日の設定」、「会議時間の短縮」の3つの取組を着実に推進するとともに、学校行事の精選やスクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ等の専門人材・地域人材を積極的に活用し、教育の充実及び業務の削減に取り組むなど、全ての教職員の時間外在校等時間を適切に管理し、その上限が遵守されるように努めること。

なお、公務員には職務専念義務があり、夏季休業中においても異なる取扱いを受けるものではないため、夏季休業中の勤務日における勤務態様について、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。

- ・ 令和5年3月22日付け「学校における働き方改革の推進について」<教職員課>

#### 8 教育活動中の飲酒等の禁止について

教育活動中はもとより、引率する児童生徒を管理すべき夜間等においても、教職員による飲酒等は、保護者や県民の教育に対する信用を失墜するものであり、厳に慎むこと。また、同席する教職員が、他の教職員のかかる行為を制止しないことも同様である。

#### 9 あらゆるハラスメントの防止について

ハラスメントは、職員の勤労意欲を減退させ、その能力の適切な発揮を妨げる要因と

## 校長会資料

なるとともに、職員間のコミュニケーションが滞るなど、仕事を進めるにあたっての重大な支障となり得るものである。職場からハラスメントに関する問題の行為者や被害者を出さないよう、職員一人ひとりが、ハラスメントについて正しく理解したうえで、周囲に対する気配りをし、普段からコミュニケーションを大切にすることにより、風通しのよい職場づくりをこころがけること。

・ 令和3年12月28日付け

「ハラスメントの防止等に関する基本方針」等の一部改正について <教職員課>

### 10 適切な事務処理の徹底について

職員の出張は、校長の命令に基づき行われるものであり、職員は、承認を受けた旅行命令に従い旅行を行うとともに、旅行に係る手続きを迅速かつ適正に行う必要がある。職員が旅行命令と異なる旅行を行う場合、校長は、職員に対し、事前又は事後に旅行命令の変更を行わせたいと、旅行事実に基づいた復命及び旅費請求をさせるなど、旅行に係る事務手続きを適切に運用すること。

### 11 営利企業等への従事制限、兼職及び事業等への従事等について

公務員には営利企業等への従事制限が法で定められており、兼職及び事業等への従事には任命権者（県費負担教職員の場合は市町等教育委員会）へ届け出て許可を受ける必要があることを周知し、教職員の管理監督に努め、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。

なお、短時間勤務の会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限から除外されているところであるが、従事する場合は、あらかじめ校長に届け出る必要がある。

### 12 会食、遊戯等について

民間業者、保護者、国や他の地方公共団体職員及びその他の教育関係者等、職務上利害関係のある者との会食や遊戯、贈答品の授受等、県民の疑惑を招く恐れのある行為は厳に慎み、常に公私の区別を明確にし、県民の不信を招くことのないようにすること。

#### ○ 令和4年度の状況

① 懲戒処分件数・被処分者数 9件・9人（体罰2件を含む）

② 体罰発生件数・対象教員数 6件・6人

#### ③ 交通事故発生件数

	公立小中学校	県立学校
公務時の人身事故、物件事故（自損を除く）	16件	23件
通勤時の人身事故	22件	8件
私用時の人身事故（自損を除く）	12件	6件
計	50件	37件

教職員課：県立学校人事班 電話 059-224-2956 小中学校人事班 電話 059-224-2958

# 体罰の根絶に向けて

平成 29 年 5 月 鈴鹿市教育委員会

教育は、子どもの人格の完成を目指し、よりよい社会の形成者として自立するよう支援することです。その実現に向けた教育活動を進めるに当たっては、子どもと教職員との信頼関係が欠かせません。今一度、学校や教職員の中に、体罰を容認する風潮が存在していないか、一人ひとりが自己を見つめ直し、日頃の教育活動を点検しながら、体罰の根絶に向けて取り組んでいく必要があります。

## 1 体罰を引き起こす要因と体罰が引き起こす問題

### 体罰は子どもや保護者の心を傷つけ、信頼を崩壊させる

- ・子どもに大きな「心の傷」、子ども同士の人間関係に影響
- ・教員と子どもとの信頼関係の崩壊
- ・教員と保護者・地域との信頼関係の崩壊
- ・教員相互不信から教師集団の崩壊

決まりを守らない子どもを注意したが、指示に従わなかった。きつい口調でもう一度注意したが、また指示に従わなかった。二度の行動にカッ！となり、子どもの行動を止めようと、つい足蹴りしてしまった。

部活指導の際、ミスをした生徒に「何で捕れやんのや、あほ」、指示された動きができない生徒に「そっちと違うやろ、あほ」、動きの鈍い生徒に「さっさと動け、あほ」などの声をかけた。

教室を飛び出し逃げ回る子どもを教室に戻そうと指導していたが、子どもが暴れ出し、教師を蹴ってきた。それで、つい子どもを蹴り返してしまった。

部活動の大会でのこと、生徒の動きが鈍いので、顧問は試合中に指示を出した。しかし、指示が守れなかったので、試合後、顧問はベンチにおいて、生徒数人の頭を手で叩いた。

## 体罰, 暴言 の事例

問題

要因

### (1) 人権意識の低さ

子どもを上から目線で見ている、子どもの人権を尊重しようという意識が低かったり、自分の指導に従わない場合など、子どもの内面に訴える指導ではなく、その場で直ちに解決したくなる自分の気持ちを抑えきれず、言葉よりも手が先に出てしまうことがある。

### (2) 力に頼る生徒指導

体罰が起きる場面での子どもの姿には、往々にして「きまりを守らずわがままな行動で、集団の秩序を乱す。」「一度、注意をしたが聞き入れず、再び同じことを繰り返す。」といった状況が見られることがある。一方、教職員においては、「きまりを守らせるためには、話だけでは無理であり、強い指導が必要である。」といった誤った考え方により、体力的・精神的に弱い立場にある子どもに対して、力に頼る指導を行うことがある。

### (3) 個々の子どもの特性を理解しない指導

発達に障がいのある子どもが、学習面や行動面で困り感を示しているにも関わらず、一人ひとりの特性を十分に把握せずに指導することがある。

### (4) 教職員自身や保護者等による体罰を容認する意見

保護者の一部には、「厳しく指導してほしい。」「時には愛の鞭も必要である。」といった意向もあり、それを聞いた教職員は、「これくらいなら許される。」「親の了解は得ている。」「学校に一人は怖い先生が必要である。」等の勝手な思い込みをしている場合がある。

### (5) 教職員間の不十分な組織体制

教職員間の協力体制が不十分だと効果的な指導ができないばかりか、「生徒指導はあの先生に任せておけばよい。」と他人任せになったり、あるいは誰にも相談できずに担任が一人で抱え込んでしまったり、と個人にしわ寄せが及び、ストレスやあせりから体罰を起こすことがある。また、教職員間に誤った上下関係があると、先輩教職員の間違った言動に気付いても、その場で注意できない後輩教職員の姿がある。

## 2 体罰を行った教職員の責任

職務義務違反として、懲戒処分や国家賠償法に基づく求償、公務員法上の責任が追及され一定の処分を受けることになります。また、場合によっては校長の監督責任が問われ、行政上又は民事上の責任を問われ、損害賠償責任を負う場合もあります。

### 行政上の責任

信用失墜行為の禁止  
 <地方公務員法第 33 条>  
 懲戒処分（免職・停職・減給・戒告）  
 <地方公務員法第 29 条>  
 教員免許状の取り上げ  
 <教育職員免許法第 11 条>

### 刑法上の責任

殴る・蹴る  
 <暴行罪 刑法第 208 条>  
 身体を傷つける  
 <傷害罪 刑法第 204 条>  
 不当に長時間居残す  
 <監禁罪 刑法第 220 条>

### 学校教育法第 11 条

「校長及び教員は、教育上必要と認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒、及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」

不法行為による賠償責任  
 <民法第 709 条>  
 損害賠償責任と求償権  
 <国家賠償法第 1 条>

### 民事上の責任

校長の監督責任  
 <学校教育法第 37 条 4 項>  
 法務局の調査及び説示・勧告  
 信用の失墜、信頼の喪失等

### その他

## 3 体罰を防止するために

学校長のリーダーシップの下、教職員の意識改革を図る研修を充実するとともに、子どもや保護者からの相談窓口の設置、体罰防止マニュアルの作成など、体罰のない教育の実現に向けた取り組みが必要です。

## 体罰の防止

### 学校全体・教職員の共通理解

- ・教職員の意識改革（子どもの人権を守る，体罰を許さない）
- ・生徒指導の在り方を点検（子ども・保護者の心に迫る生徒指導）
- ・特別支援教育の在り方を点検（個々の発達段階や障がい等に応じた指導）
- ・部活動指導の在り方を点検（暴力的な指導や暴言の排除）
- ・学校体制の在り方を点検（体罰に関する校内風土点検，指導の協力体制）
- ・子ども，保護者への啓発（相談窓口の設置）
- ・地域や家庭との連携（学校の教育方針，体罰否定の啓発）

### 一人ひとりの教職員

- ・子どもとの信頼関係構築（子どもの成長を願う余裕と受け入れ）
- ・人権意識の高揚（体罰否定を貫く）
- ・子どもが輝く教育の実践（生徒理解に基づく教育実践）

## 体罰が起こる傾向についてのチェック表(平成29年度版)

校長会資料

体罰を起こした事例について考察してみると、その要因には、次のような傾向が見られます。自身自身に当てはまるかどうか確かめてみましょう。他者評価をしてもらうことも有効です。

NO	項 目	YES	NO
1	すぐにかつとなり、子どもを否定してしまうような言葉をかけてしまうことがある。		
2	児童生徒理解が不十分で、子どもの目の高さでものをみることができない。		
3	子どもを一方的に自分の方針や価値観に従わせようとする傾向がある。		
4	子どもと接する場面で、怒鳴ったり、威圧的な態度になってしまうときがある。		
5	子どもの話を最後までじっくり聴いて理解しようとする余裕に欠け、子どもを頭ごなしに叱ることがある。		
6	子どもが、何度注意しても指導に従わなかったり、指導に対して反抗的な態度をとったりしたときに、苛立ちを覚え感情的になることがある。		
7	子どもができないことを、自らの指導を顧みることなく、子どもの責任にしてしまうときがある。		
8	子どもの言動について、その態度の原因、背景や障がいの特性まで考えて指導に当たっていない。		
9	ちょっとした配慮が足りず、子どもへの温かみが伝えられずに不信感をもたれやすい。		
10	合理的配慮の視点に欠け、困り感のある子どもに合わせた指導ができないことがある。		
11	体罰は、時と場合によっては指導のひとつであると考えることがある。		
12	ペナルティを課したり、連帯責任を取らせる指導をしてしまうことがある。		
13	「厳しく指導してください。」という保護者の声は、「体罰容認」と受け止めている。		
14	子どもが、体罰行為のまねをすることがあるなど、体罰が子どもに与える影響について、考えたことがない。		
15	学級の課題や子どもの問題行動等について、管理職や校内組織への報告・連絡・相談をつい忘れてたり、遅れたりすることがある。		
16	自分の学級の問題点等を気軽に同僚に打ち明けることが苦手である。		
17	子どもへの不適切な指導について、教職員同士で指摘し合ったことがない。		
18	部活動等では、子どもへの指導における言葉使いが、部活動等以外での指導の言葉遣いに比較して、つい悪くなってしまう。		
19	部活動等での指導において、活動中に意欲が感じられない児童生徒に対して、つい腹立たしく思ってしまう。		
20	部活動で、成果や結果だけを求めようとする指導になってしまうことがある。		

## 個人情報等の適正管理について

### 1 個人情報等の適正管理に係るこれまでの幼稚園、小学校、中学校等の課題例

#### 【文書類やデータ等の管理】

- ・USBメモリ等で、個人情報等を含む重要な情報を学校外に持ち出す状況がみられる。
- ・私物のパソコンやUSBメモリ等を学校内で使用する機会があり、セキュリティ対策が統一されていない。
- ・個人情報等を含む重要な情報をやむを得ず学校外に持ち出す場合のルールが徹底されていない。
- ・小テストや日記等、児童生徒にかかる個人情報が含まれた多種多様な文書等があり、適切な管理の必要がある。
- ・保存期間を過ぎても廃棄していない個人情報が記載された文書等がある。また、廃棄処理が適切にされていないケースもある。
- ・住所や電話番号等、必要以上に個人情報を記載した文書を求めることがある。
- ・個人情報が記載された文書等が、施錠できる適切な場所に保管されていない。

#### 【学校の鍵の管理】

- ・複数の教職員が校舎等の鍵を所持する場合の管理体制が不十分である。

### 2 課題解決のための具体の取組

#### ① 教職員の意識向上

#### 【文書類やデータ等の管理】

- ・学校に勤務するすべての教職員が、情報流失によっておこる被害の深刻さを認識するとともに、個人情報保護に対する責任を認識し、意識の向上に向けた取組を進める。
- ・個人情報を含む文書類やデータ等は、机上など第三者の目に触れる場所に放置しない。
- ・個人情報を含む重要な文書類やデータ等は、保管場所から持ち出さないように努める。所属長の許可を得て、学校外に持ち出す場合には、各自が責任を認識し、盗難や紛失に対して最大限の注意を払う。

例) 決して車内に放置することなどのないように留意する。

自宅であっても机上など第三者の目に触れる場所に放置しない。

私物のUSBメモリ等に個人情報等を複製しない。

USBメモリ等についてはパスワード等を設定する。

#### 【学校の鍵の管理】

- ・校舎等の鍵を所持すること自体がリスクを伴うことを自覚し、盗難紛失等に対して最大限の注意を払う。

## ② 個人情報等に係る管理体制の整備

### 【書類やデータ等の管理】

- ・書類やデータ等の管理責任者を定め、個人情報記載書類やUSBメモリ等の電子媒体の適正な取扱いが日常的に行われる校内体制を整備する。
- ・ネットワークからの情報流出を防ぐため、コンピュータウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを常に最新の状態に保っておく。
- ・個人情報を含む書類やデータ等は、机やロッカーなど鍵のかかる保管場所を定め、管理する。
- ・保存期間を過ぎた個人情報が記載された書類やデータ等については、定期的に適切な方法で廃棄する。
- ・個人情報を学校外へ持ち出す場合は、回数・内容等必要最小限にし、所属長の許可を得るとともに、「個人情報持ち出し許可簿」等に記載する。

### 【学校の鍵の管理】

- ・校舎等の鍵を安易に複製しない。複数の教職員が所持する必要がある場合は、通し番号等により所持者を明確にし、所属長が管理する。

## ③ 学校における組織的な取組

- ・個人情報や鍵の取扱いに関するマニュアルの作成及び見直しを行い、学校全体で共有する。
- ・セルフチェックシートを作成し、日常的に点検を実施する。
- ・職員会議、朝の打ち合わせ等における定期的な注意喚起を行う。
- ・危機管理意識の向上を図るためのコンプライアンス研修を実施する。
- ・日常的にセルフチェックができるカード等を作成し、目に触れるところに掲示する。 等

※ 「学校管理下における危機管理マニュアル」（三重県教育委員会）も、参考にしてください。

(参考: セルフチェックシートの例)

## 個人情報等に関するセルフチェックシート

【日常的に実施するセルフチェック項目例】

### 個人情報等の管理

校長会資料

	チェック項目	チェック欄
1	教務手帳等の個人情報を含む文書類を机上に放置していない。	
2	校務で使用した個人情報を含む文書類は、鍵のかかる引き出しなど定められた保管場所に確実に収めている。	
3	個人情報を、保管場所以外に持ち出しておらず、携帯していない。	
4	個人情報を学校外へ持ち出す場合は、回数・内容等必要最小限にしている。	
5	個人情報の学校外への持ち出しが必要な場合は、所属長の許可を得るとともに、「個人情報持ち出し許可簿」等に記載している。	
6	私物のUSBメモリー等に公文書や個人情報等を複製していない。	
7	USBメモリー等にデータを保存する場合は、パスワード等を設定している。	
8	所属長の許可を得て個人情報等を学校外へ持ち出す場合は、直接自宅に帰る。また、途中どこかに寄る場合は、文書類やUSBメモリー等を常に携帯している。	
9	過去に勤務した学校の児童生徒の個人情報を所持していない。	
10	個人情報の保管場所は、確実に施錠し、鍵の管理ができています。	

### 校舎等の鍵の管理

1	校舎等の鍵を無断で複製せず、所属長の管理のもと、通し番号等により所持者が明確にされた鍵を所持している。	
2	校舎等の鍵は必要のない時には携帯していない。	
3	所属長の許可を得て所持する校舎等の鍵は、鍵のかかる引き出しなど安全な場所で保管している。	
4	所属長の許可を得て所持する校舎等の鍵は、学校や自宅の外へ持ち出す場合は、常に携帯している。	
5	過去に勤務した学校の校舎の鍵等を所持していない。	

鈴教学第 310 号  
令和5年5月1日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

通帳の適正な保管管理等の徹底について（通知）

このことについては、かねてより格段の御配慮を願っているところでありますが、再度、以下の事項について、貴校の教職員に周知するとともに、今後も適正な保管管理及び監査の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

- ① 毎学期末等、できるだけ短い間隔で、全ての通帳の出入金状況及び残高の確認を行うこと。確認の際には複数の者で行い、疑義が生じた場合は、管理職等を通じ、速やかに教育委員会に報告すること。
- ② 出入金業務を行う際には、1人の者で一連の出入金業務を行わず、複数の者が関わるようにすること。
- ③ 通帳は、職員室の事務机や担当者のカバン等には保管せず、施錠できる保管庫等において管理すること。
- ④ 校外へ持ち出さないこと。出入金の関係で、やむを得ず校外に持ち出す場合は、必ず管理職の許可を得ること。
- ⑤ 授業中等の間も事務机の上等に置かず、必ず保管庫等に保管すること。
- ⑥ 定期的に会計監査を行い、通帳と現金出納簿、領収書等が適正に処理されているか照合すること。なお、監査後は、関係者に会計報告を行うこと。
- ⑦ 使用していない通帳は、速やかに解約すること。
- ⑧ 何年も同じ担当者が、同じ種類の通帳および会計担当にあたらないこと。  
(毎年、担当者がかわっていくことが望ましい。)
- ⑨ 団体等の経理事務は、可能な限り団体に委ねること。

【事務担当：学校教育課 教職員G 382-7618】

## 懲戒処分 の 指 針

三重県教育委員会

### 第1 基本事項

#### 1 趣旨

本指針は、懲戒処分の代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものであり、県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関に勤務する職員、県立学校に勤務する教職員並びに市町（学校組合を含む。）立学校に勤務する県費負担教職員（以下「教職員等」という。）に適用するものである。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断するものとする。

#### 2 処分量定の決定

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果の程度
- ② 故意又は過失の程度
- ③ 非違行為を行った教職員等の職責の程度、その職責と非違行為との関係の評価
- ④ 児童生徒、保護者、他の教職員等及び社会に与えた影響の程度
- ⑤ 過去の非違行為歴

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。

#### 3 処分量定の加重又は軽減

次のような場合、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分量定以外とすることもあり得る。

##### (1) 標準例の処分量定より重くすることが考えられる場合

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ② 非違行為を行った教職員等が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ④ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

##### (2) 標準例の処分量定より軽くすることが考えられる場合

- ① 教職員等が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

## 第2 標準例

### 1 一般服務關係

#### (1) 欠勤

- ① 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた教職員等は、減給又は戒告とする。
- ② 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた教職員等は、停職又は減給とする。
- ③ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた教職員等は、免職又は停職とする。

#### (2) 遅刻・早退

正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた教職員等は、戒告とする。

#### (3) 休暇の虚偽請求

病気休暇又は特別休暇等について虚偽の請求をした教職員等は、減給又は戒告とする。

#### (4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場からの離脱等により職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた教職員等は、減給又は戒告とする。

#### (5) 職場内秩序を乱す行為

- ① 他の教職員等に対する暴行により職場の秩序を乱した教職員等は、停職又は減給とする。
- ② 他の教職員等に対する暴言により職場の秩序を乱した教職員等は、減給又は戒告とする。

#### (6) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った教職員等は、減給又は戒告とする。

#### (7) 営利企業等への無許可従事

営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの営利企業等の従事を行った教職員等は、減給又は戒告とする。

#### (8) 違法な職員団体活動

- ① 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は県あるいは市町の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした教職員等は、減給又は戒告とする。
- ② 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった教職員等は、免職又は停職とする。

#### (9) 入札談合等に関与する行為

県教育委員会等が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った教職員等は、免職又は停職とする。

#### (10) 政治的目的を有する文書の配布

政治的目的を有する文書を配布した教職員等は、戒告とする。

#### (11) 秘密漏えい

- ① 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員等は、免職又は停職とする。
- ② ①の場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした教職員等は、免職とする。
- ③ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員等は、停職、減給又は戒告とする。

#### (12) 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が

記録された文書等を収集した教職員等は、減給又は戒告とする。

(13) 個人情報紛失、盗難

個人情報を持ち出し、著しく注意義務を怠って紛失し、又は盗難にあった教職員等は減給又は戒告とする。

(14) 公文書の不適正な取扱い

- ① 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した場合は免職又は停職とする。
- ② 決裁文書を改ざんした場合は免職又は停職とする。
- ③ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合は停職、減給又は戒告とする。

(15) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の教職員等を不快にさせる職場外における性的な言動）

- ① 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職務上の立場を利用して強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした教職員等は、免職又は停職とする。
- ② 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メール等の送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した教職員等は、停職又は減給とする。この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該教職員等は免職又は停職とする。
- ③ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った教職員等は、減給又は戒告とする。

(16) パワー・ハラスメント（職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、教職員等に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、教職員等の人格若しくは尊厳を害し、又は教職員等の勤務環境を害することとなるようなもの）

- ① パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員等は、停職、減給又は戒告とする。
- ② パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した教職員等は、停職又は減給とする。
- ③ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員等は、免職、停職又は減給とする。

(17) 不適切事務処理

故意又は重大な過失によって不適切な事務処理をしたことにより、公務の運営に重大な支障を与え、又は県民等に重大な損害を与えた教職員等は、免職、停職、減給又は戒告とする。

2 公の財産取扱い関係

(1) 横領・窃取・詐取

公金又は公の物品（以下「公金等」という。）を横領し、窃取し又は人を欺いて公金等を交付させた教職員等は、免職とする。

(2) 紛失

公金等を紛失した教職員等は、戒告とする。

(3) 盗難

重大な過失により公金等の盗難に遭った教職員等は、戒告とする。

(4) 損壊

故意に職場において財産を損壊した教職員等は、減給又は戒告とする。

- (5) 失火等  
過失により職場において出火、爆発等を引き起こした教職員等は、戒告とする。
- (6) 給与等の違法支払・不適正受給  
故意に法令に違反して給与等を不正に支給した教職員等及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして給与等を不正に受給した教職員等は、減給又は戒告とする。
- (7) 公金等処理不適正  
自己保管中の公金の流用等公金等の不適正な処理をした教職員等は、減給又は戒告とする。
- (8) コンピュータの不適正使用  
職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた教職員等は、減給又は戒告とする。

### 3 公務外非行関係

- (1) 放火・殺人  
放火をし、又は人を殺した教職員等は、免職とする。
- (2) 傷害・暴行・けんか
  - ① 人の身体を傷害した教職員等は、免職、停職又は減給とする。
  - ② 暴行を加え、又はけんかをした教職員等が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。
- (3) 器物損壊  
故意に他人の物を損壊した教職員等は、減給又は戒告とする。
- (4) 横領
  - ① 自己の占有する他人の物を横領した教職員等は、免職又は停職とする。
  - ② 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した教職員等は、減給又は戒告とする。
- (5) 窃盗・強盗
  - ① 他人の財物を窃取した教職員等は、免職又は停職とする。
  - ② 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した教職員等は、免職とする。
- (6) 詐欺・恐喝  
人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた教職員等は、免職又は停職とする。
- (7) 賭博  
賭博をした教職員等は、減給又は戒告とする。特に、常習として賭博をした教職員等は、免職又は停職とする。
- (8) 麻薬等の所持等  
麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした教職員等は、免職とする。
- (9) 酩酊による粗野な言動等  
酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員等は、減給又は戒告とする。
- (10) わいせつ行為（4に掲げるものを除く。）  
不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる行為、わいせつ目的をもって体に触ること等のわいせつ行為をした教職員等は、免職、停職又は減給とする。

#### 4 児童生徒等に対する非違行為関係

##### (1) 児童生徒性暴力等

- ① 次に掲げる行為をした教職員等は、免職とする。
  - (ア) 児童生徒等に性交等を行うこと又は児童生徒等をして性交等をさせること。
  - (イ) 児童生徒等にわいせつな行為を行うこと又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（上記(ア)に掲げるものを除く。）。
  - (ウ) 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為を行うこと（上記(ア)(イ)に掲げるものを除く。）。
  - (エ) 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行うこと又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（上記(ア)から(ウ)に掲げるものを除く。）。
    - a 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること。
    - b 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- ② 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与える行為をした教職員等は、免職、停職、減給又は戒告とする（上記①の(ア)から(エ)に掲げるものを除く。）。

注1 「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒並びに18歳未満の者をいう。

注2 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。

注3 「性的羞恥心を害する言動」とは、児童生徒等を不快にさせる性的な言動が該当し得る。

##### (2) 体罰

- ① 児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせる体罰をした教職員等は、免職又は停職とする。
- ② 児童生徒に上記①以外の体罰をした教職員等は、停職、減給又は戒告とする。

#### 5 監督責任関係

##### (1) 指導監督不適正

部下教職員等が懲戒処分を受けた場合で、管理監督者としての指導監督に著しく適正を欠いていた教職員等は、停職、減給又は戒告とする。

##### (2) 非行の隠ぺい等

部下教職員等の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した教職員等は、停職又は減給とする。

第3 適用期日

- 1 この指針は、平成19年10月1日から適用する。
- 2 この指針は、平成22年12月24日から適用する。  
なお、飲酒運転・交通事故等に関する懲戒処分については、本指針にかかわらず、「職員による飲酒運転・交通事故等に対する懲戒処分の基準について（平成22年12月24日付け教育長通知）」によるものとする。
- 3 この指針は、平成29年11月8日から適用する。
- 4 この指針は、令和元年5月9日から適用する。
- 5 この指針は、令和2年9月15日から適用する。
- 6 この指針は、令和5年9月4日から適用する。

懲戒処分の指針 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1 基本事項 (略)</p> <p>第2 標準例</p> <p>1 一般服務関係 (略)</p> <p>2 公の財産取扱い関係 (略)</p> <p>3 公務外非行関係 (1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>わいせつ行為(4に掲げるものを除く。)</u> 不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、<u>性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる行為、わいせつ目的をもって体に触ること等のわいせつ行為をした教職員等は、免職、停職又は減給とする。</u></p> <p>4 児童生徒等に対する非違行為関係</p> <p>(1) <u>児童生徒性暴力等</u></p> <p>① <u>次に掲げる行為をした教職員等は、免職とする。</u></p> <p>(ア) <u>児童生徒等に性交等を行うこと又は児童生徒等をして性交等をさせること。</u></p> <p>(イ) <u>児童生徒等にわいせつな行為を行うこと又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること(上記(ア)に掲げるものを除く。)</u></p> <p>(ウ) <u>刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録</u></p>	<p>第1 基本事項 (略)</p> <p>第2 標準例</p> <p>1 一般服務関係 (略)</p> <p>2 公の財産取扱い関係 (略)</p> <p>3 公務外非行関係 (1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>淫行</u> <u>18歳未満の者に対して、淫行をした教職員等は、免職又は停職とする。</u></p> <p>(11) <u>わいせつ行為</u> <u>強制性交等、強制わいせつ(13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為)、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影(隠し撮り等を含む。)、わいせつ目的をもって体に触ること等のわいせつ行為(以下「わいせつ行為」という。)をした教職員等は、免職、停職又は減給とする。</u></p> <p>4 児童生徒に対する非違行為関係</p> <p>(1) <u>わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント</u></p> <p>① <u>児童生徒に対し、わいせつ行為をした教職員等は、免職とする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（上記(ア)(イ)に掲げるものを除く。）。</u></p> <p><u>(エ) 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であつて児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（上記(ア)から(ウ)に掲げるものを除く。）。</u></p> <p><u>a 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること。</u></p> <p><u>b 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。</u></p> <p><u>② 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与える行為をした教職員等は、免職、停職、減給又は戒告とする（上記①の(ア)から(エ)に掲げるものを除く。）。</u></p> <p><u>注1 「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒並びに18歳未満の者をいう。</u></p> <p><u>注2 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。</u></p> <p><u>注3 「性的羞恥心を害する言動」とは、児童生徒等を不快にさせる性的な言動が該当し得る。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>5 監督責任関係 (略)</p>	<p><u>② 児童生徒に対し、わいせつな言辞等の性的な言動をした教職員等は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返すなど特に悪質なときは、当該教職員等は免職又は停職とする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>5 監督責任関係 (略)</p>

懲戒処分に係る標準的な処分量定一覧

三重県教育委員会  
令和5年9月4日

事由		免職	停職	減給	戒告
1 一 般 服 務 関 係	(1)欠勤(正当な理由がない場合)				
	① 10日以内			○	○
	② 11日以上20日以内		○	○	
	③ 21日以上	○	○		
	(2)遅刻・早退(正当な理由がない場合)				○
	(3)休暇の虚偽請求			○	○
	(4)勤務態度不良(公務運営に支障を生じさせた場合)			○	○
	(5)職場内秩序を乱す行為				
	① 暴行		○	○	
	② 暴言			○	○
	(6)虚偽報告			○	○
	(7)営利企業等への無許可従事			○	○
	(8)違法な職員団体活動				
	① 同盟罷業、怠業その他の争議行為			○	○
	② 争議行為の企て、共謀、そそのかし、あおり	○	○		
	(9)入札談合等に関与する行為	○	○		
	(10)政治的目的を有する文書の配布				○
	(11)秘密漏えい(公務運営に重大な支障を生じさせた場合)				
	① 故意の秘密漏えい	○	○		
	② ①のうち、自己の不正な利益を図る目的	○			
	③ 情報セキュリティ対策のけ怠による秘密漏えい		○	○	○
	(12)個人の秘密情報の目的外収集			○	○
	(13)個人情報の紛失、盗難			○	○
	(14)公文書の不適正な取扱い				
	① 公文書偽造し、変造し、虚偽公文書作成、毀棄	○	○		
	② 決裁文書の改ざん	○	○		
③ 公文書の改ざん、紛失、誤廃棄、その他(公務運営に重大な支障を生じさせた場合)		○	○	○	
(15)セクシュアル・ハラスメント(他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の教職員等を不快にさせる職場外における性的な言動)					
① 強制わいせつ、職務上の立場利用による性的関係・わいせつな行為	○	○			
② 意に反することを認識の上での性的な言動の繰り返し		○	○		
執拗な繰り返しにより強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患	○	○			
③ 意に反することを認識の上での性的な言動			○	○	

## 懲戒処分に係る標準的な処分量定一覧

三重県教育委員会  
令和5年9月4日

事 由		免職	停職	減給	戒告
	(16)パワー・ハラスメント(職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、教職員等に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、教職員等の人格若しくは尊厳を害し、又は教職員等の勤務環境を害することとなるようなもの)				
	① 著しい精神的又は身体的な苦痛を与えたもの		○	○	○
	② 指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返したもの		○	○	
	③ 強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの	○	○	○	
	(17)不適切事務処理 (公務運営に重大な支障を与え、又は県民等に重大な損害を与えた場合)	○	○	○	○
2 公 の 財 産 取 り 扱 い 関 係	(1)横領・窃取・詐取	○			
	(2)紛失				○
	(3)盗難(重過失による場合)				○
	(4)損壊(故意による場合)			○	○
	(5)失火等(過失による場合)				○
	(6)違法支払・不適正受給(故意による場合)			○	○
	(7)公金等処理不適正			○	○
	(8)コンピュータの不適正使用(公務運営に支障を生じさせた場合)			○	○

## 懲戒処分に係る標準的な処分量定一覧

三重県教育委員会  
令和5年9月4日

事 由		免職	停職	減給	戒告
3 公務外 非行 関係	(1)放火・殺人	○			
	(2)傷害・暴行・けんか				
	① 傷害	○	○	○	
	② 暴行・けんか			○	○
	(3)器物損壊(故意による場合)			○	○
	(4)横領				
	① 横領	○	○		
	② 遺失物等横領			○	○
	(5)窃盗・強盗				
	① 窃盗	○	○		
	② 強盗	○			
	(6)詐欺・恐喝	○	○		
	(7)賭博				
	賭博			○	○
常習賭博	○	○			
(8)麻薬等の所持等	○				
(9)酩酊による粗野な言動等			○	○	
(10)わいせつ行為(4に掲げるものを除く。)	○	○	○		
4 児童 生徒 等 に 対 す る 非 違 行 為	(1)児童生徒性暴力等				
	①(ア) 児童生徒等に性交等をする事、させる事	○			
	(イ) 児童生徒等にわいせつな行為をする事、させる事	○			
	(ウ) 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノ法又は性的姿態撮影等処罰法違反	○			
	(エ) 児童生徒等に対する、痴漢行為又は盗撮行為	○			
	② 児童生徒等に対する、性的羞恥心を害する言動	○	○	○	○
	(2)体罰				
① 児童生徒が死亡又は重大な後遺症を残す傷害を負った場合	○	○			
② ①以外の場合		○	○	○	
5 監 督 責 任	(1)指導監督不適正		○	○	○
	(2)非行の隠ぺい等		○	○	

【改正後】

懲戒処分に係る標準的な処分量定一覧

三重県教育委員会  
令和5年9月4日

事由		免職	停職	減給	戒告
3 公務外 非行 関係	(10)わいせつ行為(4に掲げるものを除く。)	○	○	○	
	(1)児童生徒性暴力等				
4 児童 生徒 等 に 対 す る 非 違 行 為	①(ア) 児童生徒等に性交等をする事、させる事	○			
	(イ) 児童生徒等にわいせつな行為をする事、させる事	○			
	(ウ) 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノ法又は性的姿態撮影等処罰法違反	○			
	(エ) 児童生徒等に対する、痴漢行為又は盗撮行為	○			
	② 児童生徒等に対する、性的羞恥心を害する言動	○	○	○	○

【改正前】

懲戒処分に係る標準的な処分量定一覧

三重県教育委員会  
令和2年9月15日

事由		免職	停職	減給	戒告
3 公務外 非行 関係	(10)淫行	○	○		
	(11)わいせつ行為	○	○	○	
4 児童 生徒 に 対 す る 非 違 行 為	(1)わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント				
	① 児童生徒に対する、わいせつ行為	○			
	② 児童生徒に対する、わいせつな言辭等の性的な言動		○	○	○
	わいせつな言辭等の性的な言動を繰り返すなど特に悪質なとき	○	○		

## 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」

(令和4年3月18日 文部科学大臣決定 令和5年7月13日改訂) より抜粋

## 児童生徒性暴力等の定義

- 児童生徒性暴力等は、次に掲げる行為をいう（法第2条第3項）。
    - ① 児童生徒等に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条に規定する性交等をいう。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。（法第2条第3項第1号）
    - ② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（①に掲げるものを除く。）。（法第2条第3項第2号）
    - ③ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。④において「児童ポルノ法」という。）第5条から第8条までの罪に当たる行為をすること（①及び②に掲げるものを除く。）。（法第2条第3項第3号）
    - ④ 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（①～③に掲げるものを除く。）。（法第2条第3項第4号）
  - イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。
  - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
  - ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（①～④に掲げるものを除く。）。（法第2条第3項第5号）
- 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。
  - ①について、刑法第177条の強制性交等罪、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止される性交等は、ここに含まれると考えられる。
  - ②については、刑法第176条の強制わいせつ罪、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為（①の場合を除く。）や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止されるわいせつ行為は、ここに含まれると考えられる。

- ③については、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪に当たる行為、すなわち、児童買春周旋（同法第5条）、児童買春勧誘（同法第6条）、児童ポルノ所持、提供等（同法第7条）、児童買春等目的人身売買等（同法第8条）がここに含まれる。児童買春（同法第4条）は明記されていないが、これは性交等に係る他の規定との重複を避けるためであり、児童買春は児童生徒性暴力等の対象となる。
- ④については、いわゆる迷惑防止条例により禁止される痴漢や盗撮などの行為などが、ここに含まれると考えられる。
- なお、④には身体の一部に触れることが内容に含まれているが、「児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事」が要件となっている。例えば、教育活動における実技指導等において児童生徒等との必要な身体接触が生じることや特別支援学校の教諭等が指導や介助のために身体接触を行うこと、幼稚園教諭等が乳幼児の着替えや排泄等の身の回りの支援を行うことなど、教育職員等の業務上児童生徒等の身体に触れる必要がある場合も考えられるものの、これらの正当な業務上の行為については、必要な範囲・態様にとどまる限りにおいて、児童生徒性暴力等の対象とはならないと考えられる。
- ⑤については、児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント（児童生徒等を不快にさせる性的な言動）などが、ここに含まれると考えられる。